

国補内原駅北出会いの広場公園遊具改築工事に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、国補内原駅北出会いの広場公園遊具改築工事（以下、「本工事」という。）の工事請負契約の相手方となる候補者を企画提案により選定するため、必要な手続きについて定めるものとする。

2 概要

(1) 目的

内原駅北出会いの広場公園（以下、「本公園」という。）は、内原駅北土地区画整理事業により整備され、平成 20 年度に開設した都市公園である。本公園は、常磐線内原駅と複合商業施設との間に位置し、地域の賑わい、活力をもたらす市民のふれあい交流の場となっている。

本公園の既存遊具については、これまで水戸市公園施設長寿命化計画に基づき維持管理を実施してきたが、老朽化が進行している状況である。

本工事では、老朽化した遊具の更新とともに、こどもの遊び場の充実を図るため、子育て世帯にとって魅力的な遊具を新たに整備することを目的とする。

(2) 発注方式

遊具の設計・製作及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式

(3) 工事概要

ア 工事名 国補内原駅北出会いの広場公園遊具改築工事

イ 工事場所 水戸市 内原 1 丁目 地内

ウ 工事内容 遊具の設計・製作・施工 一式
既設遊具の撤去 一式
仮設工、準備工 一式

エ 施工条件

別紙 1「国補内原駅北出会いの広場公園遊具改築工事に関する要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）に示す水準を満たす設計とすること。

別紙 2「国補内原駅北出会いの広場公園遊具改築工事条件明示事項」（以下、「条件明示事項」という。）及び別紙 3「国補内原駅北出会いの広場公園遊具改築工事特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）に基づき施工すること。

(4) 工期

契約日の翌日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

(5) 提案上限額

20,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本価格は本工事の予定価格を示すものではなく、予定価格は別途設定する。

3 契約方法

(1) 公募型プロポーザル方式による随意契約

※地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に準ずる。

(2) 契約の相手方選定

専門性・技術力・企画力により大きく差異がでる工事であることから、技術提案の内容を評価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式（公募により企画提案を募集、その内容を審査し優秀な提案者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続）による。

4 参加資格要件

次の要件に定めのない限り、参加資格要件の基準日は、参加表明書の提出期限日とし、本プロポーザルに参加できる者は、基準日において次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 平成 23 年度以降に元請として、国、地方自治体等が発注した都市公園の工事で、複合遊具設置の施工実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく指示及び営業の停止を受けていないこと。
- (6) 水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項（平成 20 年水戸市告示第 16 号）第 2 条に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成 6 年水戸市規程第 5 号）第 75 条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (8) 令和 8 年 6 月 1 日時点において、本市における建設工事に係る令和 7・8 年度有資格請負業者名簿に登録されている者であること。なお、登録工種は、造園とする。
- (9) 建設業法に基づく造園工事業の建設業許可及び経営事項審査を受けていること。
- (10) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (11) 関東地方に本店、支店、営業所のいずれかを有し、遊具供用開始後の連絡調整及び修繕、メンテナンス時の速やかな対応が可能な態勢が整っていること。
- (12) 遊具は（一社）日本公園施設業協会が認定する SP マーク表示認定企業の製品であること。
- (13) 本市の市税が課税対象である場合は、当該市税を完納していること。

5 候補者選定の手続

(1) 候補者選定委員会の設置

候補者の選定に当たり、本工事に係る候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 予定スケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、下表のとおりである。

なお、参加者の状況、審査の進捗状況等により日程を変更する場合がある。

日程	内容
令和8年6月2日（火）	公告
令和8年6月2日（火）から 令和8年6月18日（木）午後5時まで	参加表明書等の受付
令和8年6月2日（火）から 令和8年6月9日（火）午後5時まで	参加に係る質疑受付
令和8年6月12日（金）	質疑回答の公表（水戸市ホームページに掲載）
令和8年6月下旬	参加資格の確認 参加資格審査結果通知書及び提案書提出要請書の通知
令和8年7月1日（水）午後5時まで	提案意思確認書又は参加辞退届の受付
令和8年7月1日（水）から 令和8年7月13日（月）午後5時まで	技術提案書等の受付
令和8年7月1日（水）から 令和8年7月6日（月）午前11時まで	完成予想図（イラスト）の受付
令和8年7月8日（水）から 令和8年7月14日（火）まで	小学生アンケート調査
令和8年7月17日（金）予定	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和8年7月下旬予定	提案者に審査結果を通知 契約候補者及び次点候補者を決定 契約候補者及び次点候補者の公表（水戸市ホームページに掲載）
令和8年8月中旬予定	契約締結

6 参加表明書等の受付

- (1) 受付期間：令和8年6月2日（火）～令和8年6月18日（木）午後5時まで
- (2) 提出書類：プロポーザル参加表明書（様式第1号）、
施工実績（様式第2号）、
配置予定主任技術者の資格等（様式第3号）、
暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）、役員名簿（任意様式）、
完納証明書（市税に関し滞納がない証明。ただし、証明日が公告日以降のもの）
の写し（本市の市税が課税対象である場合のみ）
- (3) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

7 参加に係る質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和8年6月2日（火）～令和8年6月9日（火）午後5時まで
- (2) 提出書類：質疑書（様式第5号）
- (3) 提出方法：E-mail parks.fore@city.mito.lg.jp
- (4) 質疑回答の公表：令和8年6月12日（金）に市ホームページに掲載する。
※現地については、自由に見学することが可能。

8 参加資格審査結果通知書・提案書提出要請書の通知

上記「6（2）提出書類」を提出した者について、事務局において参加要件について書類審査を行い、「参加資格審査結果通知書」を送付する。なお、参加要件を満たしている者には、併せて「提案書提出要請書」を送付する。

- (1) 通知日：令和8年6月下旬
- (2) 通知方法：参加表明のあった審査書類提出業者へ電子メールで個別に通知する。

9 参加辞退届の受付（任意）

参加表明者が特段の事情により審査を辞退する場合、又はプロポーザル参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合に提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年7月1日（水）午後5時まで
- (2) 提出書類：辞退届（様式第6号）、プロポーザル参加資格喪失届（様式第7号）
- (3) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

10 提案意思確認書の受付

- (1) 提出期限：令和8年7月1日（水）午後5時まで
- (2) 提出意思確認書の提出：提案書提出要請書を受けた者は、事務局持参又は郵送により、提出意思確認書（様式第8号）を提出すること。期限までに提出のなかった事業者は辞退したものとみなす。

11 技術提案書等の受付

- (1) 受付期間：令和8年7月1日（水）～令和8年7月13日（月）午後5時まで

(2) 提出書類

- ア 技術提案書（様式第9号）
- イ 提案目的物の概要図（完成予想図（イラスト）、A3サイズ1枚）
- ウ 小学生アンケート用の完成予想図 PDF データ

【完成予想図（イラスト）仕様】

- ・遊具の規模が把握するため完成予想図内には児童8名（身長120cm程度）、大人3名（身長170cm程度）を配置すること。
- ・地表面から踊り場までの最大高さを記載すること。
- ・こども用の説明文は記載しても差し支えない。
- ・提案遊具以外の公園施設（トイレ等）は記載しないこと。
- ・小学生アンケート用の完成予想図 PDF データには社名は記載しないこと。
- ・遊具を大きくみせるような誇大なイラストは作成しないこと。

- エ 遊具の概略寸法・材質等が判別できる三面図（平面・立面・側面）
- オ 提案価格見積書
- カ 提案価格内訳書（設計費及び工事費の内訳を明記すること。）
- キ 計画工程表（任意様式）
※契約締結後（8月中旬）からの工程とし、実施設計・資材調達・遊具製作・遊具設置（基礎設置を含む）の各工程を記載すること。
- ク 完成後20年間に必要となる維持管理費用（再塗装・部品交換等）の説明資料（任意様式）
※遊具の点検費用は含めないこと。
※上記説明資料は評価基準の維持管理項目の評価資料に使用する。

(3) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

なお、小学生アンケート用の完成予想図 PDF データは、令和8年7月6日（月）午前11時までに E-mail parks.fore@city.mito.lg.jp にて提出すること。

12 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

技術提案書（この実施要領及び別紙1「要求水準書」に示す水準を満たすものに限る。）の提出を行ったプロポーザル参加者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 開催日程：令和8年7月17日（金）予定

※詳細な日時等については、後日事務局より連絡する。

(2) 留意事項

- ア 説明に要するプロジェクター、スクリーン、電源は事務局で準備する。その他の必要な機器類については、各提案者にて準備すること。
- イ プレゼンテーションは原則非公開とし、事務局の記録用として録音を行うことがある。技術提案者はプレゼンテーションにおいて、提案者名及び提案価格見積書の価格を公表してはならない。また、技術提案書と異なる説明や追加資料の配付は認めない。
- ウ 参加者は、提案する遊具が自社製品でなく他社製品を調達し、設置する場合に限り、そ

の遊具の説明を製造会社に説明させることを認める。ただし、それ以外の説明は認めない。

(3) 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- ア 提案書の提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- ウ 提案書等提出期限後に工事内訳書の金額の訂正を行ったもの。
- エ ヒアリング等に出席しなかったもの。
- オ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- カ 参考見積書の金額が、提案上限額を超過したもの。
- キ その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

13 評価方法

(1) プレゼンテーション・ヒアリング (配点 140 点)

ア 評価基準

評価項目	評価基準	配点
提案遊具	公園のシンボルとなり、新たな賑わいの創出が図れる遊具となっているか。	20
	要求水準書・仕様書を的確に踏まえて、明確かつ具体的な提案となっているか。	20
	提案した遊具には様々な遊びの要素が備わっており、こどもの成長を育むものとなっているか。	20
工程管理	設計・製造（調達）・施工の工程が適切であり、実現可能な工程管理計画となっているか。	20
安全への配慮	遊具に起因する事故防止のための安全対策が講じられているか。また、アイテムの組合せは利用者の交差による事故防止のための動線が考慮されているか。	20
維持管理	長寿命化を考慮し、耐用年数が長くなる耐久性に優れた材料を使用しているか。	10
	設置後 20 年間の維持管理方法及び費用等が優れているか。	10
自由提案	公園の魅力度が向上するような提案や独自提案があるか。	20
計		140

イ 評価区分と得点化の方法

選定委員による評価の区分は、A評価～E評価の5段階評価とする。

評価後、得点化の方法に基づき採点を行い、選定委員の評価点の平均を得点とする（四捨五入で小数点第1位まで算定）。

〈得点化の方法〉

評価	評価内容	得点
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0

(2) 小学生アンケート (配点 40 点)

遊具で遊ぶのは主に地元の児童であることから、近隣小学校に通う児童の子育て世帯を対象に遊んでみたい遊具を選んでもらうためのアンケートを実施する。事前に提出された「小学生アンケート用の完成予想図 (イラスト)」のみを用いて、それぞれの提案と比較し、一番遊んでみたい遊具を選んでもらう。

アンケートによる評価は、下記の方法で採点し、得点化する (四捨五入で小数点第 1 位まで算定)。

$$40 \text{ 点 (配点)} \times \left(\frac{\text{当該提案者の得票数}}{\text{総得票数}} \right)$$

(3) 価格審査 (配点 20 点)

見積金額 の比較	提案上限額を超えないこと。提案上限額に対する絶対評価でなく、提出されたすべての提案見積額を比較することによる相対評価とする。
-------------	--

価格審査は、下記の方法で採点し、得点化する (四捨五入で小数点第 1 位まで算定)。

$$20 \text{ 点 (配点)} \times \left(\frac{\text{最も低い提案額}}{\text{当該提案者の提案額}} \right)$$

14 選定及び審査結果の通知・公表

(1) 本プロポーザルの選定に当たっては、13 (1) プレゼンテーション・ヒアリング (配点 140 点)、13 (2) 小学生アンケート (配点 40 点)、13 (3) 価格審査 (配点 20 点) による。

合計 200 点満点評価の点数の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を契約候補者とし、第 2 位を次点候補者とする。

なお、最高得点の候補者が複数となった場合は、選定委員長が契約候補者を決定する。

(2) 審査結果については、提案者全員に速やかに通知 (令和 8 年 7 月下旬を予定) するとともに、契約候補者及び次点候補者を市ホームページに掲載する。

15 契約の手続

(1) 選定した契約候補者から見積書を徴し、随意契約を締結する。

(2) 契約はプロポーザルの内容・価格等に準拠して締結するものとする。

(3) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。

(4) 契約候補者は契約の締結と同時に、水戸市財務規則 (平成 7 年水戸市規則第 16 号) 第 136 条に基づき、契約の保証を付さなければならない。

- (5) 契約候補者は、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第85条に基づき、前金払を請求できる。但し、同条に規定する保証事業会社が交付する、前金払い保証書を提出しなければならない。

16 その他

(1) 著作権の取扱い

提出された技術提案書並びに、提案目的物の概要図（完成予想図）及び構造図の著作権は、提案者に帰属する。なお、第三者に帰属する著作権（既存公知のキャラクター等）の使用に際しての責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

(2) 技術提案書等の取扱い

水戸市は、本プロポーザルに関する公表、及びその他市が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに技術提案書並びに、提案目的物の概要図及び構造図を無償で使用できるものとする。

(3) その他留意事項

ア 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効にするとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

オ 参加表明書又は技術提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第7号）により、「17 事務局」へ提出すること。

カ 本プロポーザルにおいて知り得た水戸市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。

キ 提案期間中において、選定委員や関係部局等の本プロポーザルの関係者との接触、提案内容に関する問い合わせ、情報収集等の行為を禁止する。

17 事務局（提出及び問合せ先）

- (1) 住 所 〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1
(2) 担 当 者 水戸市都市計画部公園緑地課
施設係 担当 青木、諏訪
(3) 電話番号 029-224-1111（内線 3492）
(4) E-mail parks.fore@city.mito.lg.jp